

「不登校児童生徒の実態調査」業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 案件名称

「不登校児童生徒の実態調査」業務

2. 業務内容に関する事項

(1) 業務目的

不登校児童生徒への支援施策の充実について検討するにあたり、フリースクール等に通う児童生徒を含めた不登校児童生徒の実態を調査する。

(2) 業務内容等の詳細

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託事業費（契約上限額）

金 4,000 千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

(4) 契約期間

契約締結日から令和 7 年 9 月 30 日（火）まで

3. 契約に関する事項

(1) 契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は本市と協議のうえ、仕様書及び企画提案書に基づき決定する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

(2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(3) 契約書案

別紙（頭書及び委託契約約款）参照

(4) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4. 参加資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

(1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない団体であること

(2) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）等に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている団体でないこと

(3) 神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと

(4) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと

(5) 業務運営に関し、受託者は別紙「仕様書」の要件を満たすこととし、各種法令に基づく許可、認可、免許等を必要とする場合において、これらを受けていること

(6) 国税及び地方税を滞納していないこと

- (7) 複数の事業者等により構成される共同体を構成する場合は、構成員全てが上記(1)～(6)に掲げる要件を全て満たしていること

5. スケジュール

- | | |
|-----------------------|----------------|
| (1) 公募（実施要領等の交付） | 令和7年3月28日（金） |
| (2) 質問受付締切 | 令和7年4月7日（月） |
| (3) 質問への回答 | 令和7年4月10日（木）以降 |
| (4) 参加申請書類・企画提案書の提出期限 | 令和7年5月14日（水） |
| (5) 選定委員会の実施 | 令和7年5月中旬（予定） |
| (6) 受託候補者の決定・通知 | 令和7年5月下旬（予定） |
| (7) 契約締結 | 令和7年6月上旬 |

6. 応募手続き等に関する事項

- (1) 実施要領等の交付
- ①交付開始 令和7年3月28日（金）14時以降
 - ②交付方法 神戸市ホームページにて掲載
 - ③交付資料
 - (ア)公募型プロポーザル実施要領（本書）
 - (イ)委託仕様書
 - (ウ)各種様式
- (2) 質問の受付・回答
- ① 受付期間 令和7年3月28日（金）から令和7年4月7日（月）17時00分まで
 - ② 提出方法 別紙「質問票（様式5）」に記載し、本要領「8. その他（2）提出先・問い合わせ先」まで、Eメールにより提出すること。
 - ③ 回 答 令和7年4月10日（木）以降に、神戸市ホームページにて掲載
- (3) 書類の提出
- ① 提出書類
 - ア 参加申請書類
 - (ア)参加申込書（様式1）
 - (イ)会社概要・団体概要（任意様式）
 - (ウ)誓約書（様式2）
 - (エ)事業経歴書（任意様式）
 - (オ)本業務の類似業務を受託又は自ら実施した実績を示す資料（実績がある場合のみ）
 - (カ)共同企業体結成届出書（共同企業体で提案する場合のみ）（様式3）
 - (キ)委託業務推進体制図（共同企業体で提案する場合のみ）（様式4）
 - (ク)神戸市入札参加資格を有することを証明する書類
- ※神戸市入札参加資格者として登録のないものが応募する場合は、以下の資料を提出する。
- ・登記簿謄本又は登記事項全部証明書（提出日から起算して3か月以内に発行された正本）
 - ・代表者印鑑登録証明書（提出日から起算して3か月以内に発行された正本）
 - ・納税証明書その3の3（法人税と消費税及地方消費税）（直近1年分）

イ 企画提案書

・ A 4 版（任意様式）10 ページ以内とし、必須記載事項は以下のとおりとする。

(ア) 本業務に対する考え方

(イ) 提案のアピールポイント

(ウ) 本業務にかかる実施方法・手法等

(エ) 本業務にかかる実施体制

(オ) 仕様書「4 業務内容」に対する実績

(カ) 提案見積と積算根拠

② 受付期間 令和 7 年 3 月 28 日（金）から令和 7 年 5 月 14 日（水）17 時 00 分まで

③ 提出方法

ア 参加申請書類

「PDF データ」にて、本要領「8. その他（2）提出先・問い合わせ先」まで、E メールにより提出すること。

イ 企画提案書

「PDF データ」にて、本要領「8. その他（2）提出先・問い合わせ先」まで、E メールにより提出すること。

7. 選定に関する事項

（1）選定基準

次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

① 業務遂行にあたっての実施方法・体制【40 点】

② 類似業務実績の豊富さ【30 点】

③ 費用積算根拠の妥当性【20 点】

④ 地域経済の活性化（神戸市内における本店等の有無）【10 点】

（2）選定方法

① 選定委員会を実施し、選定基準に基づき評価を行う。なお、必要に応じてヒアリングを実施することとし、ヒアリングの方法・日時については別途通知する。

② 審査の結果、評価点の最も高い事業者を、受託候補者として選定する。

③ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、「業務遂行にあたっての実施方法・体制」の項目の点数が高い方を選定する。

（3）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

① 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

② 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

③ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

④ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

⑤ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

（4）選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、すべての参加者に通知（様式 8）し、本市ホームページに掲載する。

8. その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ① 本プロポーザルに要する費用は応募者の負担とする。
- ② 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ③ すべての企画提案書は返却しない。
- ④ 提出された企画提案書は、審査・選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- ⑤ 提出期限後の提出、差し替え等は認めない。
- ⑥ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。
- ⑦ 公募型プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式6）により、以下（2）まで届け出ること。

(2) 提出先・問い合わせ先

〒650-0044

神戸市中央区東川崎町1-3-3 神戸ハーバーランドセンタービル4階

神戸市教育委員会事務局 児童生徒課 担当：中村、上村

電話：078-984-0724

FAX：078-984-0729

メールアドレス：hutoukou@city.kobe.lg.jp